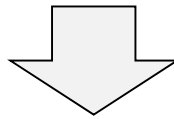


## これまでの大学分科会の審議を踏まえた論点整理

### 俯瞰

#### I 量的規模の状況と、大学教育の質について

<p><b>【量的規模】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 18歳人口は、今後10年は120万人前後で推移（ただし地域間格差）</li><li>○ そうした中で、18歳人口だけでなく、多様な学生（特に、成人と外国人）の受入、また、地域の学習機会に留意しながら、ユニバーサル・アクセス（誰もがいつでも自らの選択により学べる機会）を推進。</li></ul>	<p><b>【大学教育の質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ これまでの制度改正や施策の推進もあり、各大学では教育の充実や組織運営の改革が進展。</li><li>○ 一方、大学教育の内容と水準に関し、大学内外から様々な指摘。</li><li>○ 大学が社会からの要請に十分に応えているか見直すとともに、各大学の取組に関し、情報の公表と発信が重要。</li></ul>
--	---



#### II 具体的な取組について

<p><b>1. 教育の質の保証と向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 体系性・一貫性ある学位プログラムの確立</li><li>○ 公的な質保証システムの改善（設置基準→設置認可審査→認証評価）</li><li>○ 大学教育のグローバル化への対応</li></ul>	<p>これらの情報の発信・公表が不可欠</p>
<p><b>2. 機能別分化と大学間連携の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ どの機能に重点化しても大学の努力が評価されるよう、①各大学の教育研究の状況の可視化、②機能別の評価の導入に向けた具体的な検討</li><li>○ 大学間の連携の促進、その際、機能別の連携の促進方策の検討</li></ul>	
<p><b>3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 大学の自主的・自立的な判断による組織基盤の強化</li><li>○ 大学の経営基盤の強化</li></ul>	

## 【大学分科会のこれまでの審議】

- ・平成20年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受けて、平成21年2月に発足した第5期の大学分科会では、これまで、多岐にわたるテーマについて、各部会やワーキンググループ（WG）での審議状況を踏まえながら、その結果を報告とし随時取りまとめ。
  - ・平成21年6月「第1次報告」
  - ・      "      8月「第2次報告」
  - ・平成22年1月「第3次報告」
  - ・      "      6月「第4次報告」
- ・これらの4次にわたる報告で扱った内容は、各種テーマに関し、①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、②一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、など多様。

そのうち、具体的な提言としてまとめたものは、随時、制度改正や予算措置を提言。
- ・第4次報告後も、大学分科会は審議を続けて、これまでの議論を、大きく3点に集約。
  - ①教育の質の保証・向上について、
  - ②機能別分化の促進について、
  - ③教育研究機能の充実のための組織基盤の強化について、これらは、別々の項目ではなく、相互の関連が深いものであり、これらを一体として大学政策として検討していくことが必要。
- ・なお、検討に先立ち、18歳人口を含む量的規模のこれまでの動向と、関連する教育の質について課題を整理。

## I 量的規模の状況と、大学教育の質について

### 1 量的規模に関する状況

#### (1) 全国的傾向（→参考資料 P5～P6）

○大学（短大を含む）進学率は近年上昇を続け、平成22年度は56.8%。

18歳人口は、平成20年度頃にいったん減少傾向がとまり、今後約10年間は120万人前後で推移。

○近年の進学率の上昇は、高校生の大学志願率の上昇によるところが大きい。

平成17年の答申「我が国の高等教育の将来像」では、大学の収容力が、平成19年には100%に達すると予測したが、志願率が上昇したことを受けて、現在も90%台。

○なお、入学者数は、ピークだった平成5年の81万人から69万人に減少。

## (2) 地域別傾向（→参考資料 P7～P8）

○都道府県ごとの大学進学率は、最も高いところと低いところで約30%の幅。

○18歳人口は、全国レベルでは、上述のとおり、今後10年間はほぼ横ばいだが、都道府県別には、その間、現在より約2割減少する地域も見込まれる。

## (3) ユニバーサル・アクセスの推進（→参考資料 P9）

○大学進学率の上昇は、国際的動向であり、知識基盤社会を構成する一人ひとりの学ぶ意欲に応えることが必要。

○また、18歳人口に加えて、幅広い年齢層・外国人学生を含めた受入を積極的に進めるとともに、地域の高等教育の機会について、分野別・機能別の観点を含むバランスに留意。

○このように幅広い年齢層や国内外を問わない学生の受入を含めて、大学教育のユニバーサル・アクセス（誰もがいつでも自らの選択で学べる機会）の推進が課題。

## 2 大学教育の質について

○進学需要の高まり、知識基盤社会における職業人材の養成の観点から、これまで大学の量的規模が拡大する中で、大学や学生の多様化が進展。

○これまで、大学審議会とそれに続く大学分科会は、教育の充実のための各種の制度改正や施策の推進を提言。それを受けて、各大学では教育の充実やそれを支える組織運営のための改革が進展。

○一方、大学教育の内容と水準に関し、大学の内外から様々な指摘。産業構造・雇用構造等の変化を受けて、卒業後の就職が厳しい状況になっている中で、大学教育はどんな質を保証しているのかが改めて問われている。大学が、学問の継承・発展という学問的要請に対応することと同時に、広く社会に対し高度な人材養成を担っている観点から、大学が、産業界その他のからの指摘に応じていくことが重要。

そうした観点から、大学が社会からの要請に十分に答えているか見直すとともに、情報の公表と発信が重要。

## Ⅱ 大学分科会の検討状況

### 1. 教育の質の保証・向上について

#### (1) 体系的・一貫性ある学位プログラムの確立の推進

##### ①体系的・一貫性ある学位プログラムの確立（→参考資料 P10～P14）

###### （これまでの取組）

- ・答申「学士課程教育の構築に向けて」（H20）で「学士力」を提示し、大学の自主的・自律的な質保証を推進。
  - ①知識・理解（文化，社会，自然等）
  - ②汎用的技能（コミュニケーションスキル，数量的スキル，問題解決能力等）
  - ③態度・志向性（自己管理力，チームワーク，倫理観，社会的責任）
  - ④総合的な学習経験と創造的思考力
- ・各大学では，カリキュラム改革を実施し，国は，枠組み整備とG P (Good Practices)で支援
  - ・学部の人材養成目的の公表を義務化(H20～)
  - ・シラバス，評価基準の公表を義務化（H20～）
    - ・全授業科目のシラバス作成：H20年96%の大学が実施
    - ・GPAによる厳格な成績判定の実施：H12年10%→H20年46%
  - ・教員の教育面の業績評価：H16年28%→H20年47%の大学が実施
  - ・7年ごとに全大学が外部評価を実施（H16～）
    - ・H22年度までに，全大学が認証評価を受け，結果を公表
  - ・上記のほか，全大学で公表すべき教育情報を省令で明示（H23～）
  - ・各大学が，卒業生の状況について就職先企業にアンケートを行い，教育成果や効果を検証
    - ・大学評価・学位授与機構による認証評価の要件

###### （取り組むべき課題）

- 引き続き各大学の取組を推進しつつ，その実質化。
- 各大学の状況や個性・特色を踏まえながら，各大学が，それぞれの教育の質を保証するため，学位を授与するための教育課程の内容と水準を明確にすることが重要。

## 1. 教育の質の保証・向上について

	従来 of 指摘	これまでの取組	今後の方向性
○学位授与 ・人材養成の目的 ・修得すべき知識 技能	○学位授与に求められる知識技術の内容と水準が曖昧	○学部，研究科ごとに人材養成目的の公表を義務化	○各大学の人材養成目的に沿った学位授与方針の一層の可視化
○シラバス ・授業予定 ・準備すべき学修 ・参考図書 等	○個々の授業の詳細が事前に明らかでない	○シラバスの作成・公表を義務化（96%の大学が導入）	○授業科目やナンバリング等の学内の統一的取扱いなど，シラバスの内容充実
○成績評価 ・履修時間 ・成績評価基準	○主観的で厳密でない基準	○単位の実質化 ・キャップ制 ○成績評価基準の明示を義務化	○単位の実質化の一層の推進 ○G P Aの更なる導入と運用

○上記の改革の手法が，教育の質を保証し，かつ高めるものとして，実質的に機能するには，学生の学修時間をはじめとする学びの実態を把握し，大学教育に求められる教育の内容・水準を保証する更なる検討も必要。

○こうした活動を実質化するための教職員の共通理解と協働（実質の伴ったF D・S Dの展開）。

これらに関し，地域コンソーシアム等の大学間連携による活動の支援。さらに，大学の活動を支援する法人など，全国的観点から，高い専門性に基づいて各大学の活動を支援する枠組み。

○まずは，こうした取組を進めつつ，将来的には，大学の団体性や自律性を踏まえつつ，学位を授与する課程（プログラム）を中心に大学制度や教育を整理することも想定。

### ② 分野別の質保証

#### （これまでの取組）

- ・医療系（医学・歯学・薬学・看護）では，大学団体等による自主的なモデル・コア・カリキュラム等が整備され，必要に応じて改訂。
- ・また，技術者教育の分野別到達目標の検討を開始。

#### （取り組むべき課題）

○ 分野別の質保証活動に関し，高度専門職業人養成に見られる取組も参照しながら，幅広く奨励。

## (2) 公的な質保証システムの改善（→参考資料 P15～P17）

- 「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、設置基準の見直し(H15)、設置認可での量的抑制の原則撤廃と準則主義化(H15)、認証評価の開始(H16)がなされ、また、専門職大学院の発足(H15)等が見られた。
- その後の状況を踏まえた見直しを順次進めることが必要。

### ① 設置基準の改善

#### （これまでの取組）

- ・設置基準の考え方を整理し、検討すべき内容を整理。
- ・学生の卒業後の自立の観点のため、大学が、教育課程と学内体制整備の実施を図るよう、設置基準に「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を規定。

#### （取り組むべき課題）

- 施設・設備の基準の明確化。
  - ・教育課程を通じた学修とともに、正課外活動やキャンパスでの諸活動の意義を踏まえた検討。
- 独立大学院の基準の明確化。
  - ・独立大学院は「教育研究上特別の必要がある場合」に設置できるとされるが、その場合の要件の具体化。
- 専門職大学院について、制度創設後の状況を踏まえた取扱いの見直し。
  - ・専門職大学院の専任教員が、学部・修士・博士課程（後期）と兼務することができる特例措置が平成25年度で終了するが、その後の取扱いについて早急に具体化することが必要。
  - ・専門職大学院の実務家教員の現状が多様となっていることを踏まえた取扱い。
  - ・専門職大学院では、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが（学校教育法施行規則第167条第2号）、専門職大学院の質保証の観点から、この免除措置を廃止。
- 短期大学設置基準の在り方。
- 学位に付記する専攻名等の在り方。

## ② 設置認可審査の改善

### (これまでの取組)

- ・明らかな準備不足申請への「早期不認可」。
- ・設置認可・届出に係る書類(基本計画書, 校地校舎等の図面, 教員名簿等)の公表を制度化。
- ・届出制度をアフターケアの対象に追加。

### (取り組むべき課題)

- 大学分科会の審議を踏まえ, 設置審で対応。
  - ・学生確保の見通し等を踏まえた検討。
  - ・認証評価機関が存在しない分野での専門職大学院の設置の取扱い。

## ③ 認証評価の改善

### (これまでの取組)

- ・平成16～22年度の認証評価の状況について, 認証評価機関から状況を聴取。
- ・認証評価基準に「教育研究等の情報の公表」を追加(省令改正)。

### (取り組むべき課題)

- 認証評価が大学教育の向上に資するための取組(各大学の自主的・自律的な質保証への取組を把握)。
- 評価結果の活用の在り方。
- 評価者, 各大学で評価に携わる者の育成。
- 認証評価における各種の課題への取組を実質化するため, 認証評価機関相互の連携の促進。  
(各認証評価機関の個性・特色を尊重しつつ, 共通に取り組むべき課題の整理)
- 専門職大学院で認証評価機関が存在しない場合の免除措置の廃止(再掲)。
- 法令に基づく認証評価と別に, 機能別分化の促進の観点から, 機能別の評価の導入(後述)。

### (3) 大学教育のグローバル化への対応（→参考資料 P18～P21）

#### （これまでの取組）

- ・性別・年齢・国籍・文化等，多様な背景を持つ者が，それぞれの目的に応じて学ぶ場としての大学の意義。
- ・国際的な質保証機関との連携，アジア内の連携の枠組みの努力（日中韓による質保証を伴う連携）。
- ・ダブルディグリーの実施の留意事項に関するガイドライン作成。
- ・国際動向を踏まえた情報発信モデル作成。

#### （取り組むべき課題）

- ユニバーサル・アクセスの推進。
  - ・グローバル化が進展する中で，諸外国においても，教育の質の保証・向上に関する取組が，様々な試行錯誤を経ながら進展。我が国の大学教育も，そうした動きと無縁ではあり得ず，むしろ，そうした動きが我が国の大学教育に大きな影響を与えることを想定し，大学の教育と制度を検証していくことが不可欠。
  - ・また，産業界の採用・雇用等が国内外を通じたものとなりつつある中で，学位プログラムの確立を通じた教育の質の向上。
- 引き続き，質の保証を伴う国際的な連携の推進。
  - ・日中韓による質保証の取組の促進を始め，アジア域内，さらに，各国政府，質保証機関や国際機関等との様々な連携。
- 海外の大学とのダブルディグリー等の教育連携が見られることを受けて，そうした取組を一層促進しつつ，教育の質を保証する仕組みを順次検討。
  - ・評価機関や大学団体等において，プログラム認定することを想定し，そのピア・レビュー等の在り方について，具体的な検討を行う。
  - ・また，大学院におけるダブルディグリーのさらなる推進のため，単位互換の上限の引き上げの検討（30単位中，10単位→15単位）。
- 我が国の大学の国際展開
  - ・海外に学部等を設けることが設置基準改正(H16)により可能となっており，その促進。
- 「オープンコースウェア」をはじめウェブによる国際的な教育活動が展開される中で，こうした取組を我が国の大学の国内外への情報の公表と発信に積極的に生かしていくこと。
  - ・関連して，通学制と通信制の設置基準の在り方。

(4) 各大学の教育情報の公表の促進 (→参考資料 P22)

(これまでの取組)

- ・教育情報の公表の促進のため、学校教育法施行規則を改正（公表すべき情報を法令上明確化することで、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる）。
- ・設置認可・届出に係る書類(基本計画書、校地校舎等の図面、教員名簿等)の公表を制度化（再掲）。
- ・また、国際動向を踏まえた情報発信モデル作成（再掲）。
- ・私学団体では、財務・経営情報を含む情報の公開ガイドライン作成。

(取り組むべき課題)

- 各大学の教育情報の一層の可視化を進める仕組み。  
例：・各大学・団体による分かりやすい情報公表の支援  
・海外事例を踏まえたデータベース整備。
- 大学は、グローバル、ナショナル、ローカルの各段階で様々なニーズに対応しており、各大学のミッションを明確化し、果たすべき役割・機能を強化。そのため、大学の教育研究に関するプロフィールを整備(後述)。

## (5) 大学院教育の振興（→参考資料 P23）

### （これまでの取組）

- ・平成17年の答申は、大学院教育の実質化と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年度）を策定し、大学院教育の質的向上を推進。
- ・それから5年が経過し、国内の大学院のうち430専攻を調査し、成果や課題を検証。全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展しているが、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分、また、博士課程について、体系性ある教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。
- ・大学院教育の振興に関し、これまでの審議経過を「中間まとめ」として公表。パブリックコメントを実施。

### （取り組むべき課題（詳細は「中間まとめ」を参照））

- グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。
- 具体的な項目は以下のとおり。
  - ①学位プログラムとしての大学院教育の確立
    - ・修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムとしての大学院教育を確立し、学生の質を保証。
    - ・教育情報の公表による大学院教育の「可視化」。
    - ・コースワークから研究指導に有機的に繋がる体系的教育。
    - ・優れた学生が大学院で学ぶ環境の整備（経済的支援）。
    - ・学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制。
    - ・産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立。
  - ②グローバルに活躍する博士の養成
    - ・一貫性のある博士課程教育を確立し、グローバルに活躍する高度な人材を養成。
    - ・創造的な研究活動を自立して遂行できる一貫した博士課程教育。
    - ・成長を牽引する世界的な大学院教育拠点（リーディング大学院）。
    - ・日本人・外国人学生の垣根を越えた協働教育の推進。
- 国は、この提言を踏まえつつ、現行の「大学院教育振興施策要綱」に替わるプランの作成に向けて取り組むことが必要。

## 1. 教育の質の保証・向上について

## 2. 機能別分化と大学間連携の促進について

### (1) 機能別分化の促進について（→参考資料 P24）

- これまで大学の量的規模が拡大。一方、学生の多様化、産業構造・雇用構造等の変化の中で、卒業後の就職が厳しくなっている中で、大学教育の質の向上は重要な課題。
- 各大学は、それぞれの地域・学問分野の特性や、学生・教職員の状況、地域や社会からからの要請と期待に応えるため、自らのミッションを明確化し、それを社会や学生等に対し、公表・発信することが不可欠。
- なお、機能別分化は、各大学の自主的な選択に基づくもの。
  - ・各大学の有する機能は、分野の違いも含めて多様であり、機能の比重の置き方を踏まえた濃淡（グラデーション）として表れ。また、状況に応じて、どのような機能に重点を置くかも可変的。
  - ・機能を実現する方法も、各大学の状況に応じて多様。
  - ・全国的規模だけでなく、各地域で分野別・機能別の多様性が図られるべきことに留意。

#### （これまでの取組）

- ・平成17年の答申「我が国の高等教育の将来像」は、各大学の個性と特色を明確化するため、7種類の機能別分化の方向性を提示。
  - ①世界的研究・教育拠点
  - ②高度専門職業人養成
  - ③幅広い職業人養成
  - ④総合的教養教育
  - ⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究
  - ⑥地域の生涯学習機会の拠点
  - ⑦社会貢献（地域貢献，産学官連携，国際交流等）
- ・これを受けて、これまで予算措置や大学間連携等の各種取組を推進。
  - ・国公立を通じたCOE（我が国を代表する教育研究の拠点形成）やGP（他大学に波及すべき先進的・先導的な取組支援）による政策誘導
  - ・国立大学の組織・業務全般の見直しに関する要請（第1期中期目標期間終了時）
  - ・私学助成の特別補助でのゾーンの設定
  - ・機能別分化を前提に、各大学が機能を補完する連携促進（進学需要の高まり，知識基盤社会における職業人材の養成の観点から，コンソーシアム，戦略的大学連携，共同教育課程，教育・研究それぞれの共同利用拠点）

(取り組むべき課題)

○各大学がどの機能に重点化してもその努力が適切に評価されるように、各大学の自主的な判断に資するための更なる方策を具体化。

○そのため、第一に、各大学の教育研究の状況(プロフィール)を可視化。

(→参考資料 P25～P29)

- ・各大学が自主的な判断でミッションを選択し、それを公表しながら自らの方向性を強化。
- ・そうした取組が、単純な大学ランキングとならないよう、各大学がどのようなミッションに重点を置いているか、そして、そのミッションがどのように具体化されているか分かりやすく示す仕組みを検討(諸外国では、各大学がどのようなミッションに重点を置いているかに留意した観点で情報の公表が工夫されている)。
- ・我が国の大学への海外からの関心の高まりに答えられるように、外国語での発信も工夫。

○また、第二に、機能別の評価の導入と、そのための観点・指標を開発。

(→参考資料 P30～P32)

- ・例 ① 幅広い職業人養成等を通じた地域貢献
- ② 総合的な教養教育
- ③ 幅広い年齢層(社会人、高齢者等)への教育
- ④ 大学教育のグローバル化への対応

・なお、大学の規模、地域、分野等に応じて評価軸が異なること、また、大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等の様々な評価の仕組みがあることを踏まえ、どのように活用していくかを含めた検討が必要。

○こうした施策と連動しながら、機能別分化に応じたきめ細かなファンディングの整備。

## (2) 大学間連携の促進について（→参考資料 P33～P34）

### （これまでの取組）

- ・地域別・分野別のコンソーシアムの進展
- ・学部・大学院の教育課程の共同実施の制度化（設置基準を改正）
- ・戦略的な大学間連携に対する支援
- ・国公立大学を通じた共同利用・共同研究の拠点の認定と支援（学校教育法施行規則を改正）
- ・教育と学生支援における共同利用拠点の認定と支援（学校教育法施行規則を改正）

### （取り組むべき課題）

- 国公立の設置形態を超えた大学間連携を促進しつつ、柔軟な学習について引き続き検討。
  - ・学生が、国内外を問わず、様々な大学で学習・交流する奨励（その際、学位プログラムが体系的なものとして整備され、情報公表が進んでいることが必要）。
  - ・社会人が働きながら学ぶなど柔軟な教育活動の推進。
- 各大学が、それぞれの地域・分野等の状況を踏まえ、機能別の連携を推進する枠組みの更なる整備。
  - ・各大学の強みを結集することで、資源の有効活用を図るとともに、学生に一大学では得られない豊富な学修と経験を提供。

#### 教育課程の共同実施を活用して開設されている事例(H22)

- ・共同先端生命医科学専攻  
（東京女子医科大学大学院，早稲田大学大学院）
- ・共同原子力専攻  
（東京都市大学大学院，早稲田大学大学院）
- ・共同先進健康科学専攻  
（東京農工大学大学院，早稲田大学大学院）

#### 今後に向けた構想として発表されている事例

- ・山口大学と鹿児島大学の「共同獣医学部」設置構想
- ・北海道大学と帯広畜産大学の「獣医学共同教育課程」設置構想

- ・大学経営に関する専門的人材の養成と確保のため、FD・SDの大学間連携も重要（後述）。

## 2. 機能別分化と大学間連携の促進について

### 3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化について

#### (1) 大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化について

##### (これまでの取組)

- ・各大学における組織基盤の強化に向けた取組が進展。
- ・私立大学について、「自立・発展」「連携・共同」「撤退」を早期判断できるような支援を提言。

##### (取り組むべき課題)

- 大学の自主的判断に資する情報提供の仕組みの整備。(→参考資料 P35～P39)
  - ・国は、各大学の自主的・自律的な取組を支援し、地域別・分野別の設置認可の動向や、人口当たり学生数の状況(分野別・学位段階別・地域別)等の各種の情報提供のための仕組みを整えるべき(量的規模に関し、緩やかな規模感の形成)。
- 職員の専門的資質の向上。(→参考資料 P40～P41)
  - ・近年、大学教員の勤務時間が増加し、学内の組織運営に関する活動に充てる時間が増加。その一方、研究に充てる時間と勤務時間に占める割合が減少傾向にある。また、教育に充てる時間は増加傾向にあり、効果的な教授方法の研究が一層進むことが求められる。
- 大学の教学・組織・経営に関する情報の整備の検討。
  - ・大学の教育研究に関するプロフィールの整備(再掲)。
- 私立大学への支援の観点から、経営相談等を充実するとともに、特に、自主的な経営改善に取り組む大学を支援。(→参考資料 P42～P46)
  - ・引き続き、自律的な機能別分化を推進する中で「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の早期判断のための経営支援(各大学の状況をきめ細かく配慮)。
  - ・私学事業団の「リーダースセミナー」の成果も踏まえ、今後、私学の経営改善支援を推進。

(2) 大学の経営基盤の強化について (→参考資料 P47)

(これまでの取組)

- ・大学財政について、①基盤的経費、②国公立大学を通じた大学教育改革の支援、③学生への経済的支援、の3つの現状と課題、改善の方向性を提示。

(取り組むべき課題)

- 大学教育の受益者は、学習者個人だけでなく、現在・将来の社会。
  - ・大学は、将来の「新しい公共」を担う人材を養成。
  - ・大学自体が、地域貢献等を担う「新しい公共」の主体。
- 我が国は、諸外国と比較し、学生個人の経済負担割合が大きい現状。
  - ・公財政に関し、①基盤的経費、②国公立大学を通じた教育改革の支援、③学生への経済的支援、の3つの充実。これらはいずれも重要。
  - ・そのうち、②国公立大学を通じた教育改革の支援については、改革の推進役として、よりよい在り方の検討が必要（特に、事業終了後の学内への成果の定着と、他大学への普及を推進）。
  - ・その際、大学の規模・分野等の多様性を踏まえつつ、機能別分化に対応したファンディング（再掲）。
  - ・各大学の財政的自立を高める観点から、税制の在り方や、資金運用の弾力化等に関し検討。
- また、国公立の設置形態を超えた大学間連携を促進しつつ、柔軟な学習について引き続き検討
  - ・学生が、国内外を問わず、様々な大学で学習・交流することを奨励（その際、学位プログラムが体系的なものとして整備され、情報公表が進んでいることも重要）
  - ・地方で、社会人が、働きながら学ぶなど柔軟な教育活動の推進。